

○大阪産業大学システム工学部修学規程

令和6年12月11日

規程第131号の10

改正 令和7年1月28日

令和8年3月24日

第1章 総則

第1条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第25条、第27条、第28条、第29条および第30条に基づくシステム工学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第2条 学生が履修する科目を分けて、実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目とする。

第3条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修科目の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第15条第4項ただし書によるほか履修期間および成績の取扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

3 学部、学科またはコースが指定する科目について、前期授業開始前に実施するプレースメントテストを受けなければならない。

第4条 最終学年において、卒業研究の審査に合格しなければならない。

2 卒業研究をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

第5条 分野別の履修コースとして、システム工学科に、機械システムコース、機械デザインコース、自動車工学コース、鉄道工学コース、交通システムコース、電気電子工学コースおよび情報電子工学コースを置く。

第2章 履修申請

第6条 履修申請は、年度ごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。ただし、予め定められた科目を除き、後期に履修申請の修正をすることができる。なお、履修申請をしていない科目を受講、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、予め告示する。

(2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付け、変更または追加は認めない。

第7条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。ただし、一部科目については、この限りではない。

第8条 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

第9条 前3条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

第10条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

- (1) 48 単位とする。編入生についても同様とする。
- (2) 前号の定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。
 - イ 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち「職業指導」および「情報と職業」ならびに「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目
 - ロ 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目。ただし、「教育原理」、「教育心理学」、「道德教育の理論と方法」、「人権教育」および「生涯学習論」の5科目は履修制限に含む。
 - ハ 学則第 33 条および第 34 条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目
 - ニ 単位認定科目として規定する科目（「実践特別科目」）

2 システム工学科内のコースの変更については、次のとおりとする。

- (1) コースの変更は、卒業年次を除く各年次の履修申請前のコース変更の申請に基づき、在学中に 1 回を限度に認めることができる。ただし、自動車工学コースへの変更は、本規程別表第 3 に掲げる「資格に関わる科目」と同一名称の科目の単位を、変更前のコースで修得した場合は認められない。
- (2) コースの変更前に修得した単位のうち教授会の議を経て承認された単位を卒業要件単位に算入することができる。
- (3) コース変更後、直ちに所属コースの履修要件が課せられる。

第 11 条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

- (1) 卒業研究を履修するためには、次の各履修コースが定めた条件を満たさなければならない。

イ 機械システムコースおよび機械デザインコース

本規程第 12 条による卒業のための卒業資格最低単位数 124 単位のうち、100 単位以上を修得し、3 年次までに配当された専門教育科目の必修科目の未修得単位が 6 単位以内であること。

ただし、編入学生の入学区分「イ」の者は、卒業資格最低単位数 62 単位のうち 32 単位以上を修得し、3 年次までに配当された専門教育科目の必修科目の未修得単位が、8 単位以内であること。また、編入学生の入学区分「ロ」の者は、卒業資格最低単位数 74 単位のうち 42 単位以上を修得し、3 年次までに配当された専門教育科目の必修科目の未修得単位が、8 単位以内であること。

ロ 自動車工学コース

本規程第 12 条による卒業のための卒業資格最低単位数 124 単位のうち、総合教育科目の最低卒業要件単位のうち 16 単位以上を含む 100 単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、「製図」、「交通機械基礎実習」、「自動車工学実習 1」、「自動車工学実習 2」、「自動車工学実習 3」および「交通機械実験・実習」の未修得単位が、2 科目 4 単位以内であること。ただし、編入学生の入学区分「ハ」の者は、卒業資格最低単位数 65 単位のうち 32 単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、「製図」、「交通機械基礎実習」、「自動車工学実習 1」、「自動車工学実習 2」および「自動車工学実習 3」の未修得単位が、2 科目 4 単位以内であること。

ハ 鉄道工学コースおよび交通システムコース

本規程第 12 条による卒業のための卒業資格最低単位数 124 単位のうち、総合教育科目の最低卒業要件単位のうち 16 単位以上を含む 100 単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、「製図」、「交通機械基礎実習」および「交通機械実験・実習」の未修得単位が、2 科目 4 単位以内であること。ただし、編入学

生の入学区分「イ」の者は、卒業資格最低単位数 62 単位のうち 32 単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、「交通機械実験・実習」を単位修得済みであること。また、編入学生の入学区分「ロ」の者は、卒業資格最低単位数 74 単位のうち 44 単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、「交通機械実験・実習」を単位修得済みであること。

ニ 電気電子工学コースおよび情報電子工学コース

本規程第 12 条による卒業のための卒業資格最低単位数 124 単位のうち、実践教育科目の最低卒業要件 8 単位以上と総合教育科目の最低卒業要件 20 単位以上を含む 100 単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、次のとおりとする。

卒業研究の履修条件は、「回路の基礎」、「電気回路 1」、「基礎電磁気学 1」、「電気電子情報基礎演習 1」、「電気電子情報基礎演習 2」、「電気電子情報工学基礎実験」を修得していること。また、電気電子工学コースは「電気電子工学実験」および「システム工学ゼミナール」のいずれか 1 科目、情報電子工学コースは「電子情報工学実験」および「システム工学ゼミナール」のいずれか 1 科目を修得していること。ただし、編入学生は、卒業資格最低単位数 62 単位のうち 36 単位以上を修得し、電気電子工学コースは「電気電子工学実験」および「システム工学ゼミナール」のいずれか 1 科目、情報電子工学コースは「電子情報工学実験」および「システム工学ゼミナール」のいずれか 1 科目を修得していること。

- (2) 「システム工学ゼミナール」および「卒業研究」を履修する際の教員は、原則として同一人であること。
- (3) 卒業見込証明書は、4 年次において卒業研究の履修資格を有する者または既修得者に対して発行する。
- (4) 年度始めで、在籍中の休学の有無に関わらず、4 年次を上限に次の年次に進み、進んだ年次以下の科目の履修ができる。ただし、卒業研究の履修は本条第 1 号による。

第 4 章 卒業要件

第 12 条 卒業するためには、次に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第 30 条に定める各コースの卒業要件単位は、本規程別表第 1 の授業科目表にしたがって、在学中に 124 単位を修得しなければならない。

- (1) 実践教育科目は、8 単位以上とする。
- (2) 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より 4 単位以上を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20 単位以上とする。なお、留学生は、教養教育科目の日本文化より 8 単位を含めて 8 単位以上、言語文化科目分野の日本語より 8 単位を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて 20 単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。
- (3) 専門教育科目は、必修、選択必修および選択科目を合わせて、88 単位以上とする。なお、他学部の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 4 単位までを当該コースの専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。
- (4) 実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に 8 単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

実践教育科目	8 単位以上			20 単位以上	124 単位	学士 (工学)
総合教育科目	教養教育科目	要件なし				
		日本文化 (留学生に限る。)	8 単位			
	言語文化科目	英語	4 単位以上			
		初修外国語	8 単位以上			
日本語 (留学生に限る。)	8 単位					
身体科学科目	要件なし					
専門教育科目	必修、選択必修および選択科目の単位を合わせて、88 単位以上 (自由科目 4 単位を含む。)					
4 年以上在学						

注) 留学生は、教養教育科目分野の日本文化および言語文化科目分野の日本語を必修とする。

3 学則第 13 条に定める各コースの 3 年次編入学生の卒業要件等は、本規程別表第 1 の授業科目表にしたがって、定められた単位数を修得しなければならない。

(1) 機械システムコースおよび機械デザインコース

イ 学則第 13 条第 2 項の第 3 および 7 号を除く各号のいずれかに該当する者（区分イと称する。）。

- ① 卒業要件単位は、専門教育科目より 62 単位とする。
- ② プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ③ 他学部の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができる（これを自由科目と称する。）。
- ④ 実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目は、専門教育科目の選択科目として取り扱い、合わせて 4 単位を上限に卒業要件単位に組み入れることができる。

専門教育科目	必修科目	23 単位	62 単位	学士 (工学)
	選択必修科目	20 単位以上		
選択科目	19 単位以上			
(選択科目に実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目を合わせた 4 単位を含む。)				
2 年以上在学				

ロ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 3 および 7 号のいずれかに該当する者（区分ロと称する。）。

- ① 卒業要件単位は、総合教育科目より 12 単位以上、専門教育科目より 62 単位以上を合わせて 74 単位とする。
- ② プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ③ 他学部の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができる（これを自由科目と称する。）。

- ④ 実践教育科目および自由科目は、専門教育科目の選択科目として取り扱い、合わせて4単位を上限に卒業要件単位に組み入れることができる。

総合教育科目	12 単位以上		74 単位	学士 (工学)
専門教育科目	必修科目 23 単位 選択必修科目 20 単位以上 選択科目 19 単位以上 (選択科目に実践教育科目および自由科目を合わせた4単位を含む。)	62 単位以上		
2 年以上在学				

(2) 自動車工学コース、鉄道工学コースおよび交通システムコース

イ 学則第13条第2項の第3および7号を除く各号のいずれかに該当し、鉄道工学コースおよび交通システムコースに編入する者(区分イと称する。)

- ① 卒業要件単位は、総合教育科目の言語文化科目分野の英語および日本語より2単位以上、専門教育科目より60単位以上を合わせて62単位とする。
- ② 数学および物理のプレイスメントテストを実施し、英語および化学のプレイスメントテストは実施しない。
- ③ 他学部の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができる(これを自由科目と称する。)
- ④ 実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目は、専門教育科目の選択科目として取り扱い、合わせて4単位を上限に卒業要件単位に組み入れることができる。

総合教育科目	言語文化科目	英語	2 単位以上	62 単位	学士 (工学)
		日本語(留学生に限る。)			
専門教育科目	鉄道工学コース		いずれかのコースで60単位以上		
	必修科目 35 単位 選択必修科目 10 単位以上 選択科目 15 単位以上 (選択科目に実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目を合わせた4単位を含む。)				
	交通システムコース				
	必修科目 26 単位 選択必修科目 10 単位以上 選択科目 24 単位以上 (選択科目に実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目を合わせた4単位を含む。)				
2 年以上在学					

ロ 学則第13条第2項第3および7号のいずれかに該当し、鉄道工学コースおよび交通システムコースに編入する者(区分ロと称する。)

- ① 卒業要件単位は、総合教育科目の言語文化科目分野の英語および日本語より2単位以上、専門教育科目より72単位以上を合わせて74単位とする。

- ② 数学および物理のプレースメントテストを実施し、英語および化学のプレースメントテストは実施しない。
- ③ 他学部の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができる（これを自由科目と称する。）。
- ④ 実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目は、専門教育科目の選択科目として取り扱い、合わせて4単位を上限に卒業要件単位に組み入れることができる。

総合教育科目	言語文化科目	英語	2 単位以上		
		日本語(留学生に限る。)			
専門教育科目	鉄道工学コース 必修科目 51 単位 選択必修科目 10 単位以上 選択科目 11 単位以上 (選択科目に実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目を合わせた 4 単位を含む。)		いずれかのコースで 72 単位以上	74 単位	学士(工学)
	交通システムコース 必修科目 42 単位 選択必修科目 10 単位以上 選択科目 20 単位以上 (選択科目に実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目を合わせた 4 単位を含む。)				
2 年以上在学					

ハ 学則第 13 条第 2 項の第 3 および 7 号を除く各号のいずれかに該当し、自動車工学コースに編入する者（区分ハと称する。）。

- ① 卒業要件単位は、総合教育科目の言語文化科目分野の英語および日本語より 2 単位以上、専門教育科目より 63 単位以上を合わせて 65 単位とする。
- ② 数学および物理のプレースメントテストを実施し、英語および化学のプレースメントテストは実施しない。
- ③ 他学部の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができる（これを自由科目と称する。）。
- ④ 実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目は、専門教育科目の選択科目として取り扱い、合わせて 2 単位を上限に卒業要件単位に組み入れることができる。

総合教育科目	言語文化科目	英語	2 単位以上	65 単位	学士 (工学)
		日本語(留学生に限る。)			
専門教育科目	必修科目	51 単位	63 単位以上	65 単位	学士 (工学)
	選択必修科目	10 単位以上			
	選択科目	2 単位以上	63 単位以上	65 単位	学士 (工学)
	(選択科目に実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目を合わせた 2 単位を含む。)				
2 年以上在学					

(3) 電気電子工学コースおよび情報電子工学コース

学則第 13 条第 2 項各号のいずれかに該当する者(区分イと称する。)

- ① 卒業要件単位は、専門教育科目より 62 単位とする。
- ② プレゼンテーションテストは、すべて実施しない。
- ③ 他学部の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国語講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができる(これを自由科目と称する。)
- ④ 実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を 4 単位とする。

専門教育科目	必修科目	9 単位	62 単位	学士 (工学)
	選択必修科目	22 単位以上		
	選択科目	31 単位以上	62 単位	学士 (工学)
	(選択科目に実践教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」および自由科目を合わせた 4 単位を含む。)			
2 年以上在学				

第 5 章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第 13 条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第 1 2 に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」および「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」に定める単位を修得しなければならない。さらに、中学校の教育職員免許状を取得する者は、7 日間の「介護等体験」を行わなければならない。

第 14 条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習事前指導」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数(卒業要件外教職科目を含む。)が、原則として 90 単位以上、かつ、前年度終了時点における累積 GPA が 2.000 以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習 1」および「教育実習 2」を履修するためには、原則として、次の全ての要件を満たさなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。
 - イ 当該年度に卒業見込みであること。
 - ロ 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法(情報通信技術の

活用を含む。)」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」について配当された必修科目の単位をすべて修得し終えていること。

ハ 当該年度に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みであること。

ニ 前年度終了時点における累積 GPA が 2.000 以上であること。

(3) 「学校体験活動」を履修するためには、学業成績・人物ともに優秀でなければならない。なお、履修の可否は教職教育センター長が判断するものとする。

(4) 「教職実践演習(中・高)」を履修するためには、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

第15条 学則第28条に基づき、授業科目修了の認定のため授業とは別に試験を実施することができる。

2 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

3 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。

4 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験の際、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

第16条 正当な理由によって定期試験を受験できなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行う。

2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願(様式第9号)を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由で学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。

3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。

4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。

5 追試験の期日は、教授会において定める。

6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。

7 追試験の成績は、90点満点とする。

第17条 定期試験および追試験を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項(以下「注意義務」という。)を守らなければならない。

(1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。

(2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。

(3) 受験の際は、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。

(4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。

(5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。

(6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第18条 試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみな

し、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

2 不正行為を行った者に対しては、次の各号にしたがって処分を行う。

- (1) 前項の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。ただし、定期試験および追試験において前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
- (2) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年1月28日)

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月24日)

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条、第15条、第16条、第17条および第18条については、学則第51条の定めに関わらず、令和8年度以降に在籍する学生に適用する。